

i 男女共同参画推進月間

高知県では、「高知県男女共同参画社会づくり条例」の中で、毎年6月を「男女共同参画推進月間」と位置づけています。

◆男女共同参画とは

「男だから、女だから、〇〇すべき」といった固定的な考えにとらわれず、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また、ともに責任を担う社会をめざすことです。

例えば、こんなことが男女共同参画に繋がっています。

○家庭で

結婚・出産後も女性が働き続けられるよう、家庭と仕事を両立するために「家事は女性の仕事」と決め付けず、家事・育児などは家族みんなで分担しましょう。

○職場で

近年では、子育てを楽しみたい、積極的に関わりたいたいという男性も増えています。子どもの授業参観や学校などの行事へ参加するために、あるいは、子どもが熱を出したと保育所から連絡があったとき

など、安心して休めるような職場環境や雰囲気づくりも男女共同参画への大事な一歩です。

まずは、あなたの身の回りから行動に移してみませんか。

○お問い合わせ

高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課

☎088-823-9651

こうち男女共同参画センター「ソール」

☎088-873-9100

佐賀支所地域住民課人権啓発係

☎55-3113



i どうですか?「LGBT」

◆性的指向

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということ

です。具体的には、異性愛や同性愛、両性愛などを指します。

◆性自認(性の自己認識)

自分の性をどのように認識しているか、ということです。身体的性別とは異なります。

・レズビアン(Lesbian)

同性を好きになる女性(心の性が女性で恋愛対象も女性)

・ゲイ(Gay)

同性を好きになる男性(心の性が男性で恋愛対象も男性)

・バイセクシャル(Bisexual)

性別に関わらず、男性も女性も恋愛の対象となる方

・トランスジェンダー

(Transgender)

心の性と身体の性が一致していない方

性的指向・性自認に関する偏見や差別をなくすためには、多くの

方の理解を深めることや社会全体のあり方を考えていく必要があります。

多様な性のあり方について、互いに尊重しあうことができる社会の実現をめざしましょう。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課人権啓発係

☎55-3113



心配ごと・困りごと、人権・行政相談所開催

社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが皆さんの相談を受ける相談所を開きます。家庭での心配ごと、地域でのめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください。

◆開催日時・場所

7月10日(金)

午前10時～正午

・田野浦避難集会所

午後1時30分～午後3時30分

・保健福祉センター(大方)

※午後の相談所には、行政書士もいます。

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止する場合がありますので、ご了承ください。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課人権啓発係

☎55-3113